

# 企画競争説明書

業務名称： 全世界鉄道の運営・維持管理の支援に係るプロジェクト研究

調達管理番号： 20a01205

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価(月額上限額)を適用してください。  
(2021年3月3日お知らせ参照)

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月24日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年3月24日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界鉄道の運営・維持管理の支援に係るプロジェクト研究

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年6月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【津田晴香 [Tsuda.Haruka@jica.go.jp](mailto:Tsuda.Haruka@jica.go.jp) /

赤塚真貴子 [Akatsuka.Makiko@jica.go.jp](mailto:Akatsuka.Makiko@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第三チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年4月2日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年4月8日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月16日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼン

デーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。  
上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) US\$ 1 = 105.74 円
  - b) EUR 1 = 129.40 円
- 5) その他留意事項
  - a) 特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／O&M<sup>1</sup>計画
- b) O&M 事業スキーム

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.90M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
-------------	-----

<sup>1</sup> O&M : Operation and Maintenance (運営・維持管理)

3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年5月7日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

す。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、

- 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあ

ります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：運輸分野、鉄道分野の運営・維持管理に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／O&M 計画

➤ O&M 事業スキーム

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／O&M 計画）】

a) 類似業務経験の分野：鉄道の運営・維持管理に係る経験

- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域及び全世界
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 O&M 事業スキーム】
- a) 類似業務経験の分野：鉄道のO&M事業計画
  - b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域及び全世界
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### **3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／O&amp;M 計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	－	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(－)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
(2) 業務従事者の経験・能力： O&M 事業スキーム	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	<b>(－)</b>	
ア) 類似業務の経験	－	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	
ウ) 語学力	－	
エ) その他学位、資格等	－	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界鉄道の運営・維持管理の支援に係るプロジェクト研究」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条. 研究の背景

都市部における慢性的な渋滞による経済損失低減等の観点から、環境負荷が小さく、定時性・大量輸送性が特徴である鉄道は都市交通の基幹交通としての役割は大きい。掛かる状況下、JICAでは東南アジア・南アジア諸国の大都市を中心に鉄道の支援を進め、最近では2019年3月にジャカルタのMRTが運行を開始し、多くの都市で鉄道が運行を行っている段階にある。引き続きこれらの鉄道が定時制、速達性を維持しながら安全に運行されることが重要な課題である。安全・安心な鉄道の運行に向け、JICAでは案件形成段階から運営・維持管理（Operation and Maintenance：O&M）段階に向けた制度整備、組織体制構築及び人材育成等の支援を実施している。

交通インフラの中でも鉄道事業は事業費が大きく、建設からO&Mまでを含めたライフサイクルコストの低減に対する各国のニーズは大きい。一方で、O&Mは安全の根幹に関わる部分であり、これが不十分なことにより安全が脅かされることはあってはならない。例えばフィリピン・マニラMRT3号線では2012年に他国企業等が本邦企業から維持管理を引き継いで以降運行トラブルが多発<sup>2</sup>、質の高いO&Mの重要性が示された事例と言える。

対して日本では、戦後の大都市における輸送需要の増大の中で、より高頻度、大量輸送が可能かつ安全な鉄道整備が進められ、その過程でこれらを実現するための制度整備、組織体制の構築、人材育成が進められ、世界でも類を見ない安全、安心且つ利便性の高い鉄道輸送を実現している。更に、高齢化に伴う人材の不足、インフラの長寿命化といった昨今の課題に対してもDX推進によるインフラ維持管理等の分野での新技術の活用等により課題の解決を図り、更にライフサイクルコストの低減を進めている。

また、我が国の方針としては、国土交通省「インフラシステム海外展開行動計画2020」において、我が国の強みを活かした案件形成として、「質の高いインフラシステム」のコンセプトのもと、相手国のニーズ等に応じたライフサイクルコストの低減に向けた提案や、O&M等の技術移転、新技術の活用によるインフラ維持管理の劇的な効率化が明記されており、日本の経験、知見を活かしたO&M支援の必要性が示されている。

<sup>2</sup> 国土交通省「インフラシステム海外展開行動計画2020」23ページ

引き続き世界各国においては質の高い鉄道O&Mに対するニーズは大きいことから、これらニーズを的確にとらえ、効果的な案件の実施に向けて、川上から適切な案件形成を行う必要がある。そこで、これまでの鉄道事業における経験、知見や教訓、また他国事業者や他セクターのO&M事例における知見等を情報収集・整理し、今後の案件形成に活かしていく必要がある。

### **第3条. 調査の目的**

本プロジェクト研究は、開発途上国における鉄道のO&Mに係る体制構築等支援及びO&M実施に係る案件形成の質の向上に資するハンドブック及びパンフレットを作成するとともに、開発途上国のニーズと日本の技術や知見等を活かしたインフラ維持管理事業への参入可能性について検討し、提言することを目的とする。

### **第4条. 調査の対象地域**

インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、インド、バングラデシュ、トルコ、エジプト、英国、フランス、ドイツ等の欧州諸国、香港を想定。

### **第5条. 調査の範囲**

本調査は、「第3条. 調査の目的」を達成するために「第6条. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

### **第6条. 実施方針及び留意事項**

#### **(1) ハンドブック作成の目的と用途**

本調査で作成するハンドブックは基礎調査、F/S及び円借款事業の施工監理コンサルタント等の案件形成及び実施での活用を目的としており、これらの業務指示書作成及び案件監理時にコンサルタントやJICA職員がこれを活用し、案件の質の向上が図られることを想定している。このため、業務指示書作成及び案件監理時に活用できる知見を具体的に提示する内容とすること。

特に、JICAが実施する基礎調査や協力準備調査におけるO&Mについては明確な調査深度となる指針がないことから、調査毎の深度にはばらつきがあると言える。こういったO&Mに係る調査深度を一定程度確保することにより、事業実施段階への円滑、効率的な移行が可能となると考えられることから、本調査ではこれら調査における各調査項目の深度について提言を行うこと。

#### **(2) ハンドブックの内容**

上記のハンドブック作成の目的に応じ、ハンドブックの内容はO&Mに関する知見、経験を網羅的に収集し、取りまとめたものとする。そこで、以下の5点の側面から網羅的に情報収集を行うこと。

- JICAの過去及び現在実施中の都市鉄道事業のO&M
- 日本の鉄道におけるO&M事業
- 他国オペレーターが実施するO&M事業
- 他セクターにおけるO&M事業
- 他国におけるO&M事業の現況（法制度、事業内容等）とニーズ

また、上記の情報に基づき、基礎調査、F/S及び円借款事業の施工監理コンサルタント等の案件形成及び実施段階での具体的な指示内容や管理項目についての提言を含むこと。

また、ハンドブック及びパンフレットの作成にあたっては見やすさを重視し、図表を多用すること。デザインの国内再委託を可能とする。

### (3) パンフレットの目的と内容

パンフレットは開発途上国の実施機関を対象に、あるべきO&Mの全体像に対しての理解を得、適切なO&M体制の構築と日本のO&M技術への理解促進を目的として作成する。本調査の結果を基に、英語版、16ページ程度で構成すること。

### (4) JICAの過去及び現在実施中の鉄道事業のO&M

本調査では、JICAの過去及び現在実施中の鉄道事業のO&Mに関する知見、経験を網羅的に情報収集し、取りまとめる。対象とする案件<sup>3</sup>は、バンコク、クアラルンプール、ジャカルタ、カイロ、インド国内のメトロを有する各都市及びイスタンブールの都市鉄道を中心に、それぞれの事業の基礎調査、F/S、施工監理コンサルタント及びO&M実施段階の案件とする。

### (5) 日本の鉄道におけるO&M事業

本調査では、日本の鉄道事業を基にO&M事業及びこれに対する支援の基本的体系を整理するため、日本の主な鉄道事業者（関連会社への外部委託含む）のO&M事業及びこれに関する法制度、組織構築や人材育成等について情報収集し、取りまとめる。対象は、地下鉄を有する公営8事業者、大手民鉄、準大手民鉄のうち2-4路線を有する事業者4社及び首都圏新都市鉄道を想定するが、JICAの協議の上で決定する。

### (6) 他国オペレーターが実施するO&M事業

欧州や香港等の他国オペレーター<sup>4</sup>による鉄道事業のO&Mについて、日本の支援において活用しうる経験、知見を情報収集し取りまとめる。

- O&Mのコストパフォーマンス向上に資する手法
- PPP事業における主なKPIの内容、数値とこれに対する考察
- 各社の戦略とその特徴
- 安全性、定時性等のパフォーマンスに関する課題
- 技術的優位性
- 関連法制度

### (7) 他セクターにおけるO&M事業

空港、港湾及び道路分野におけるO&M事業<sup>5</sup>について、各分野全般の動向及び本邦企業の海外展開事例を中心に調査し、鉄道事業に活用可能な経験、知見を取りまとめる。

### (8) 他国におけるO&M事業の現況（法制度、事業内容等）とニーズ

東南アジア及び南アジア諸国を中心にO&M事業におけるニーズを把握する。情報収集

<sup>3</sup> 対象案件はプロポーザルにて提案。

<sup>4</sup> 対象とするオペレーターはプロポーザルにて提案。

<sup>5</sup> 対象とする事業はプロポーザルにて提案。

にあたっては、ヒアリング等による情報収集のほか、下記示す4点の文献等も調査し、情報を取りまとめる。

参考文献：

- インフラシステム輸出戦略（首相官邸）
- 国土交通省インフラシステム海外展開行動計画（国土交通省）
- 各国の国別開発協力方針・事業展開計画（外務省）
- World Rail Market Study (Unife)

#### （9） 検討会及び課題別支援委員会での協議

本調査では、JICA内検討会（以下、「検討会」。）及び課題別支援委員会（以下、「委員会」。）にて本調査の進捗を報告し、各会のメンバーから意見、助言を得、これを調査内容に反映すること。

検討会メンバーは、鉄道事業に従事するJICA職員を想定。検討会ではハンドブック及びパンフレットに対し、各職員が有する知見経験を集約、反映することを目的に開催する。計3回程度を実施予定。

課題別支援委員会は、運輸交通分野の学識経験者を委員とし、JICA社会基盤部が事務局を行う。ここでは、ハンドブック及びパンフレットへの助言、またインフラ維持管理の海外展開に係る助言を得ることを目的に開催する。

### **第7条. 調査の内容**

#### （1） 業務計画書の作成、説明及び協議

調査の実施方針、方法、作業計画等、ハンドブックの目次案及びパンフレットの構成案を検討し、これらを含む業務計画書（案）を作成の上、監督職員に提出すること。監督職員の確認を経た後、JICA本部において開催する第1回検討会及び委員会で発表すること。第1回検討会及び委員会での議論を集約し反映の上、業務計画書を作成し、監督職員に提出し、承認を得ること。

また、必要に応じて、現地調査時に用いる相手国機関への説明資料（含・質問票）も合わせて作成する。

#### （2） 1次調査 O&Mに係る情報収集及び整理

（2-1）JICAによる過去及び現在実施中の鉄道プロジェクトに関する情報収集及び整理

過去及び現在実施中のJICAの鉄道プロジェクトについて、対象プロジェクトの業務指示書や報告書等の文献レビュー及び関係者へのヒアリング（国内調査）にて情報収集を行う。

情報収集では、各プロジェクトの基礎情報、各プロジェクトの活動内容及びプロジェクトから得られる教訓と対策に関する意見等を収集する。

このうち、各プロジェクトの基礎情報については、以下5点の情報を収集する。

得られた情報に基づき、年代別一覧表及び国別一覧（一覧表及び世界地図上に各事業名をプロットした世界地図）を作成すること。

- 事業名
- 事業実施時期
- 事業実施国／地域
- 事業概要（内容、関係機関、スケジュール、コスト等）
- 事業スキーム（技プロ、有償、無償の別）とそれぞれの内容

※調査対象とすべき事業一覧は別紙1の通り。

※調査すべき情報は公開情報をベースに収集することで差支えない。

各プロジェクトの活動内容については、以下5点の側面から情報を網羅的に収集・整理し、プロジェクト間の共通性と差異についても整理すること。

- 法制度
- 組織体制（鉄道O&Mにおける技術分野（系統）の構成要素とその業務概要）
- 人材雇用及び育成計画（プログラム及び教材）
- O&M計画（O&M体制、運行計画、維持管理計画等）
- O&Mに係る規定及び作業マニュアル作成

#### （2-2）開発途上国におけるO&M事業ニーズに係る情報収集

東南アジア諸国を中心とする開発途上国のO&M事業に係るニーズについて、下記4点等の文献レビュー及びJICAの各国事務所及び各国事務所を通じた実施機関へのヒアリング（国内からWeb会議等にて調査）により調査を行う。

情報収集にあたっては、これら事業をO&M支援の対象として検討する場合に必要な情報を網羅的に収集すること。

またCOVID-19のO&M事業への影響についても調査すること。

- インフラシステム輸出戦略（首相官邸）
- 国土交通省インフラシステム海外展開行動計画（国土交通省）
- 各国の国別開発協力方針・事業展開計画（外務省）
- World Rail Market Study (Unife)

#### （2-3）日本の鉄道事業におけるO&M業務に係る情報収集

日本の鉄道事業におけるO&M事業について、文献レビュー及びヒアリング（国内調査）にて、下記の点に関する情報収集を行う。また、日本の鉄道事業者による海外のO&M事業についても調査対象とする。

情報収集の結果に基づき、本邦の鉄道事業を対象事例としてO&M事業の内容をまとめる。

- O&M事業の内容
- 組織体制（設立経緯、本体と関連会社の役割分担、鉄道O&Mにおける技術分野（系統）の構成要素とその業務概要）
- 法制度、内部規定及びマニュアル等
- 運営方式
- 要員計画及び人材育成（雇用の前提となる教育レベル等の条件）
- 事業スケジュール及びコスト
- その他、O&M支援に係る情報

#### （2-4）他国の鉄道オペレーターに関する知見、経験に関する情報収集

文献レビュー及びヒアリング<sup>6</sup>（国内調査、現地調査（1回を想定））により、他国のオペレーターによる事業から得られる知見、教訓等を収集、整理する。

これに基づき、事業リスクのマネジメント、コストダウンに資する施策、効率的なO&M体制の構築等、今後のプロジェクトに活用しうる手法等を分析し、整理する。また、

---

<sup>6</sup> ヒアリング先はプロポーザルにて提案。

本邦企業が海外展開する際における他国オペレーターとの連携の可能性について検討する。  
なお、各国の査にはJICA職員も同行することを想定しており、ヒアリング先を提案すること。

(2-5) 他セクターでの海外展開における知見、経験に関する情報収集  
文献レビュー及びヒアリング(国内調査)により、他セクターにおける本邦企業によるO&M事業<sup>7</sup>から得られる知見、教訓等を収集、整理する。  
これに基づき、事業リスクのマネジメント、コストダウンに資する施策、効率的なO&M体制の構築等、今後の鉄道プロジェクトに活用しうる手法等を分析し、整理する。また、本邦企業が海外展開する際における、他国オペレーターとの連携の可能性について検討する。

### (3) プロGRESSレポート及びハンドブック案の作成、検討会の実施

(2) 一次調査の調査結果を取りまとめて、PROGRESSレポート案、ハンドブック案及びパンフレット案を作成し、JICAの了承を得た後、第2回検討会及び委員会で発表する。

検討会及び委員会の実施にあたっては、PROGRESSレポートの要点をまとめたパワーポイントを作成し、発表する。また検討会及び委員会での議論を集約の上、PROGRESSレポート案及びハンドブック案に反映すること。PROGRESSレポートはこれをもって最終化する。

### (4) 2次調査 JICA事業への提言

#### (4-1) JICAプロジェクトの各段階における実施内容に係る提言

(2) 及び(3)の結果を踏まえ、以下の内容を検討する。

#### (ア) JICA調査に係る提言

JICAの事業では基礎調査及び協力準備調査段階でプロジェクトの基本的な内容を検討する。このため、プロジェクトの質の向上を目的として協力準備調査の段階で検討しておくべき事項について、下記の観点で提言を行う。

- O&Mに係る調査深度の考え方
- 調査の実施内容(TOR案)
- 協力準備調査の要員構成(必要とされる専門分野)
- 調査段階で関与を求めるべきステークホルダーとその役割
- 事業の実施/運営体制に係る検討事項
- 建設・運営時における財務面の検討事項
- 事業効果/評価の考え方
- 適切な調査の実施のために、調査とは別に対応すべき事項の有無

#### (イ) 設計施工監理(General Consultant。以下「GC」。)段階に係る提言

本格的なO&M体制の整備は事業実施承認後の設計施工段階で実施される。また並行して人材育成を行い、適宜日本の知見、経験に基づいたO&M体制構築を支援している。GC段階でのGCによるO&M体制構築等のソフト支援の実施にあたっては、GCのパッケージングに係る課題、GCと技術協力の役割分担等、過去の経験を踏まえて今後にかされ

<sup>7</sup> 対象事業はプロポーザルにて提案。

るべき経験、知見が蓄積しつつあるところであり、これらを適切に今後の案件に活かすためにも、以下の観点で提言を行うこと。

- O&Mに係るGCのスコープ
- O&Mに係るGCの要員構成（必要とされる専門分野）
- ステークホルダーとその役割
- 各スキームを活用したO&Mの支援内容の整理
- その他、過去の事業における教訓等

（ウ）技術協力（技プロ、本邦研修、専門家派遣等）に係る提言

技術協力に係る各スキームの特徴を踏まえ、実施内容とスキームの相性を考慮の上、提言を行うこと。また、技術協力は事業の各段階（案件形成以前、案件形成段階、設計・施工段階）で行われることを踏まえ、それぞれの段階における実施すべきOM支援内容とそのスキームについての提言を、以下の観点で行うこと。

なお、第3国研修実施の可能性についてはインド、インドネシア、フィリピンを中心に検討する。

- 各スキームの特徴の整理
- 各スキームを活用したOM支援内容の整理
- 昨今の各国における事業実施状況を踏まえた第3国研修の可能性

（4-2）インフラ維持管理に係る海外展開の可能性検討

既存の鉄道事業を対象に、土木等のインフラ維持管理の海外展開について検討を行う。日本の鉄道事業では、インフラの長寿命化や省力化の必要性からDXを活用した、より効率的なインフラの維持管理が進められている。この強みを活かした海外展開を検討するため、あらかじめ文献等による情報収集や日本の強み等を整理の上、東南アジア諸国を中心に3都市程度を対象として現在運行中の鉄道の状況や組織の体制や課題等に係る情報収集を行い、日本企業によるO&M事業への参画について検討を行う。主な検討事項は以下の通り。

- 対象国のO&Mに係る現状及び課題
- 本邦の制度や技術、本邦企業の強み等の適用可能性
- 点検、計画、補修の各段階における業務内容の提案
- 事業スキーム
- 事業スケジュール、コスト
- ロードマップ（パイロット事業を含む）と事業形成の各段階における関係者の役割

また現地調査中に先方政府向けにインフラ維持管理の必要性や実施内容等に係るセミナーを実施する。

（5）ドラフトファイナルレポート及びハンドブックの作成

（4）2次調査の調査結果を取りまとめて、ドラフトファイナルレポートを作成し、ハンドブック案及びパンフレット案を追記修正し、JICAの了承を得た後、第3回検討会及び委員会で発表する。

検討会及び委員会の実施にあたっては、ドラフトファイナルレポート案の要点をまとめたパワーポイントを作成し、発表する。また検討会及び委員会での議論を集約の上、ドラフトファイナルレポート、ハンドブック案及びパンフレット案に反映すること。

#### (6) セミナーの開催

本調査の結果に基づき、日本国内及び国外の外部向けにセミナーを行う(1回を想定)。聴講者はJICA事業に参画する意思があるコンサルタント、各国実施機関等を想定。実施方法はWeb会議を想定。

#### (7) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートを基に、(6) セミナーの内容を反映し、ファイナルレポートを作成すること。

### **第8条. 成果品等**

次の成果品を作成し、JICAとの協議、検討会等でレポート内容などを審議した結果を踏まえた上でJICAに提出する。なお、最終成果品はファイナルレポート、ハンドブック及び資料集とする。

#### (1) 報告書等

##### (ア) 業務計画書

記載事項：調査の基本方針、調査概要、調査項目、作業工程、要員計画

提出時期：契約後1か月以内(2021年6月中旬)

部 数：電子データPDFファイル1セット(和文)

##### (イ) プロGRESSレポート

記載事項：調査全体内容

提出時期：業務計画書2021年8月下旬

部 数：和文1部(簡易製本)、電子データPDFファイル1セット(和文)

##### (ウ) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査全体内容

提出時期：2021年12月初旬

部 数：電子データPDFファイル1セット(和文)

##### (エ) ファイナルレポート

記載事項：調査全体内容

提出時期：2022年1月下旬

部 数：和文3部(全体及び要約)、英文1部(要約のみ)、電子データPDFファイル1セット(和文全体、和文要約編及び英文要約編)

##### (オ) ハンドブック

記載事項：調査全体内容

提出時期：2022年1月下旬

部 数：和文3部、英文1部、電子データPDFファイル1セット(和文及び英文)

仕 様：A4版30頁程度の分量を想定する。写真・図表等を用いて分かりやすく簡潔なものとする。

##### (カ) 資料集

記載事項：調査全体内容

提出時期：2022年2月下旬

部 数：和文3部、電子データ1セット（和文及び英文）

注1） 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

（2） 収集資料

調査開始時にJICAより貸与された資料及び調査中に収集した資料・データを分野別に整理し、収集資料リスト（JICAの様式）を付して、調査終了後機構に提出する。

（3） その他の提出物

（ア） 議事録等

JICAが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに機構に提出すること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

第3章 第8条. 成果品等の各レポートのスケジュールに応じた工程とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 24人月 (M/M) (現地: 6M/M、国内18M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

① 業務主任者/O&M計画(2号)

② 電気/車両

③ 建築

④ 土木/軌道

⑤ 駅/運転

⑥ 人材育成

⑦ O&M事業スキーム(3号)

⑧ O&M技術協力

### (3) 配布資料/閲覧資料等

#### 1) 公開資料

- 本業務に関連する過去のJICAの協力についてはJICA図書館  
(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)  
で公開しており、閲覧が可能である。

### (4) その他留意事項

#### 1) 国内再委託

国内再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を有する業者等に再委託して実施することを認める。なお、国内再委託よりも現地再委託の方がプロジェクト実施において有益と考えられる場合、国内再委託に限定しないこととする。プロポーザルで提案すること。

#### ア ハンドブック及びパンフレットのデザイン

再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を行うこと。

## 2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## 3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため、関係諸機関に対する協力及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、外務書「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

以上